

埼玉県入間西地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県入間西地区福祉有償運送市町共同運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(組織)

第2条 協議会は、飯能市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町及び鳩山町（以下「構成市町」という。）をもって組織する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送（以下「有償運送」という。）の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項。
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項。
- (3) 協議会の運営方法、有償運送のサービス内容その他有償運送に関し協議会が必要と認める事項。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから事務局が委嘱する。

- (1) 構成市町の職員 7人
- (2) バス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者の団体及びその組織する団体 各1人
- (3) 住民の代表 1人
- (4) 有償運送の利用者及び利用が想定される者 2人以内
- (5) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局職員 1人
- (6) 埼玉県職員 2人

- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 1人
- (8) 社会貢献活動を行っている特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下「NPO」という。）等の代表者（有償運送事業の運送主体を除く。） 1人
- (9) その他有償運送に関する知識を有するもの 1人
(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長の指名する者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 第4条第1号、第2号及び第5号から第8号までに掲げる委員がやむを得ない理由により会議に出席できない場合にあっては、会長又は副会長である者を除き、当該出席できない委員は、自己と同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、合意及び表決を委任することができる。

4 委員は、あらかじめ書面をもって、会長又は当該委員が指名した委員に合意及び表決を委任することができる。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 第3項又は第4項の規定により代理人を出席させた委員又は委任状を提出

した委員の第2項及び前項の規定の適用については、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

7 構成市町管内における有償運送の事業の運送主体となるNPO等の代表者は、協議会の求めに応じて、オブザーバーとして会議に出席し、事業実施責任主体として意見を述べ、運営状況等について報告するものとする。

8 会議は、原則として公開する。ただし、個人情報を取り扱う場合その他特に配慮が必要とされるときは、この限りでない。

(開催)

第8条 協議会の会議は、次の場合に開催する。

- 1 法第79条の規定に基づく、有償運送の登録、更新の登録及び変更登録、並びに旅客から收受する対価を協議するとき。
- 2 その他会長が必要と認めるとき。

(相談等窓口)

第9条 有償運送に係る相談、苦情その他の事項に対応するため、各構成市町に、別表に定める相談等窓口を設置する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、構成市町が建制順に担当し、その任期は、2年とする。

(守秘義務)

第11条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協議結果の取扱い)

第12条 協議会において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 協議会において協議が調った場合は、申請者は速やかに関係運輸支局等に申請を行うものとする。

(経費の支弁等)

第13条 協議会の報酬及び会議等に要する費用は、構成市町が負担する。

- 2 前項の規定により負担すべき額は、構成市町において決定する。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(出納及び出納員)

第14条 協議会の出納は、会長が行う。

2 会長は、事務局のうちから出納員を命ずることができる。

3 出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 施行日に委嘱されている委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

3 施行日に担当する事務局の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。